

ればなりません。また、一般財団法人については、理事会を置いた一般社団法人と同様に必ず代表理事を選任することになります。そして代表理事を決めると、その氏名や住所を登記しなければなりません。代表理事以外の理事には代表権がないことをおよそあらゆる第三者に対抗できることとなります。一般社団・財団法人法の施行日以後、現在の公益法人の代表者を一律に一般社団・財団法人法上の代表者としてしまうと、代表理事とそれ以外の理事とに区分して登記し直さなければならなくなってしまいます。ですから、現在の代表者がそのまま一般社団・財団法人法の代表者とはならないこととすることにより、施行日後直ちに登記を変更しなくてよいこととしました。この結果、代表者以外の理事には代表権がないことを善意の第三者に対抗することはできませんが、これは現在の状況と全く同じであり、特段の支障はないものと考えられます。

なお、現在の公益法人は、法律の施行後、一般社団・財団法人法の所定の手続をとることにより、いつでも一般社団・財団法人法上の代表理事を定めることができます。



## 一般社団・財団法人法が施行された後、会計に関するものとしてどのような書類を作成しなければならないのでしょうか。



一般社団・財団法人法においては、会計帳簿のほか、貸借対照表・損益計算書・事業報告及びこれらの附属明細書を作成しなければならないこととなっています。これらの書類は、今後策定される法務省令等の定めに従って作成することになります。

現行公益法人の場合、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人に移行するまでは、これらの書類を作成する義務は法律上ありませんので、会計帳簿や財産目録のほか、貸借対照表など、これまで所管官庁からの指導監督に基づいて作成している計算書類等を作成すればよいこととなります。

なお、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人への移行を申請する際に添付する書類については、統一的で適正な審査を行うために、今後策定される内閣府令等の定めに従って貸借対照表・損益計算書・事業報告及びこれらの附属明細書を作成する必要がありますので、ご注意ください。



## 新制度施行後、新たな法人に移行するまでの間は、引き続き所管官庁の監督があるとのことですが、どのような監督が行われるのですか。



基本的に、新たな法人に移行するまでの間は、新制度の施行前と同様の指導監督基準に基づき指導監督が行われます。決算書類等の毎年の提出や定期的な立入検査、定款変更にあたって認可を要すること等についても同様です。ただし、指導監督の内容には、新制度の法人への着実、円滑な移行を進めるといった観点に加わります。現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定)等の内容については、今後、新たな公益認定の基準に関する政令や内閣府令の策定状況を踏まえ、見直しを検討していきます。

